

岩井コスモ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、SMBCフレンド証券株式会社、スターズ証券株式会社、大熊本証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

2.当団体は、2017年12月1日に上記(1)(2)の各証券会社(28社)に対し、「お問い合わせ」を、また、2018年6月21日に、一部の証券会社に「再お問い合わせ」を送付しました(お問い合わせの送付は、以下の28社)。

あかつき証券株式会社、飯塚中川証券株式会社(なかがわ証券アドバイザー株式会社)、岩井コスモ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、SMBCフレンド証券株式会社、株式会社SBI証券、岡三証券株式会社、おきぎん証券株式会社、静岡東海証券株式会社、株式会社証券ジャパン、株式会社しん証券さかもと、スターズ証券株式会社、大熊本証券株式会社、大和証券株式会社、高木証券株式会社(東海東京証券株式会社)、ちばぎん証券株式会社、奈良証券株式会社(南都まほろば証券株式会社)、西日本シティTT証券株式会社、日産証券株式会社、浜銀TT証券株式会社、光証券株式会社、フィリップ証券株式会社、ほくほくTT証券株式会社、三木証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、水戸証券株式会社、リテラ・クリア証券株式会社

※野村証券株式会社には、2018年6月21日に「お問い合わせ」を送付しました。

3.当団体は、2018年9月4日から2019年3月11日にかけて、「お問い合わせ」、「再お問い合わせ」を送付したものの改善が図られなかった以下4社に対し「要請書」を送付しました。

みずほ証券株式会社、岡三証券株式会社、株式会社証券ジャパン、おきぎん証券

このほか、回答のなかったスターズ証券株式会社に対し、2018年9月4日に「申入書」を送付しました(「申入書」では、景表法上の有利誤認に該当する可能性を示しました。)

4.2019年4月1日までに、当団体が「お問い合わせ」「要請書」「申入書」を送った証券会社のうち、合併により消滅したSMBCフレンド証券株式会社及び「外国株式の国内店頭取引を扱っていない」旨回答した3社(飯塚中川証券株式会社、株式会社SBI証券、フィリップ証券株式会社)を除く25社のホームページ上の表示は、全て、外国株式の国内店頭取引価格における手数料相当額分が何%含まれているかが表示されるようになりました。

例:「お客さまに提示する仕切り価格は、前日の現地金融商品取引所終値を伸値とし、伸値との差がそれぞれ原則として2.5%以内(手数料相当額)となるように設定した価格とさせていただきます。」

《まとめ》

当団体は、金融庁の出した「顧客本位の業務運営に関する原則 平成29年3月30日【手数料等の明確化】(原則4.金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるような情報提供すべきである)」の観点から、各証券会社に対するお問い合わせ、要請、申入れの活動を行ったものです。

株式の取引価格に関する証券会社のホームページ上の表示は、消費者が商品・サービスを選択する際に参考とされるべき重要な情報であり、今回、当団体の活動によって、消費者に誤認を与えかねない表示が改善されたことは評価できます。

今後とも、証券会社各社には、消費者に誤認を与えない表示に努めていただきたいと思います。

(2) 簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(2019年4月1日独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構から名称変更)に対して、「要請書(その7)」を送付しました。

簡易生命保険の約款をめぐる問題について、当団体で独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(2019年4月1日独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から名称変更)に対して要請活動を行っています。



当団体の要請に対し、同機構より、改訂後のパンフレット等の提供を受けていますが、簡易生命保険の契約者に分かりやすく情報提供を行っていただく、という観点から、改めて要請を行うものです。

※11月11日証券会社28社にご連絡(活動終了ご通知)を送りました。

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定:適格消費者団体・特定適格消費者団体)

KC's NEWS No.81 2019.12.3 発行所 KC's事務局 〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室 TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール:info@kc-s.or.jp HP:http://www.kc-s.or.jp/

11/11に、第5回「地域で防ごう消費者被害 大阪交流会」が開催されました。

- ◇日時:2019年11月11日(月)15時~17時15分
◇場所:大阪弁護士会館 12階1203会議室
◇参加:消費者団体・各種団体・行政から約40名。



大阪府消費生活センター、大阪府警察本部府民安全対策課、箕面市市民サービス政策室、寝屋川市立消費生活センター、門真市消費生活センター、守口市消費生活センター、豊中市くらし支援課、交野市消費生活センター、枚方市立消費生活センター、堺市立消費生活センター、大阪市消費者センター、和泉市、八尾市、消費者庁地方協力課。

大阪弁護士会、全大阪消費者団体連絡会、大阪司法書士会、消費者情報ネット、堺市老人クラブ連合会、消費者支援機構関西(KC's)、大阪府老人クラブ連合会、大阪府消費生活リーダー会、関西消費者協会、大阪府防犯協会連合会、大阪市老人クラブ連合会。

●第5回目を迎える今回の交流会は、「府下自治体における『消費者安全確保地域協議会』の現状と課題について」をテーマに開催され、開会挨拶が、大阪弁護士会副会長の林裕之氏よりありました。

●続いて「府下自治体の協議会概要報告」として、すでに協議会を設置されている自治体よりの報告が、大阪市、和泉市、交野市、門真市、豊中市、枚方市、箕面市、八尾市よりありました。各自治体からの報告では、地域包括ケアシ

ステムなどですでに設置されている福祉分野における協議会との兼ね合いをどうクリアするか、個人情報取り扱いについての悩み、実効性のある協議会にするための工夫などが報告されました。また、協議会未設置の自治体も今後の参考にするために多数参加されていました。

●報告を受けて、今回、消費者庁で、「消費者安全地域協議会設置の手引き」の作成を担当されている消費者庁地方協力課の待鳥三津子政策企画専門官より、報告に対する意見助言をいただきました。高齢被害者については継続支援が必要であること、協議会を設置することで実際の被害者への被害回復をすすめることが必要であること、そのためには個人情報の共有も必要であること、成年後見制度も視野に入れた協議会設置をすすめられている自治体の例もあること、今後協議会設置により回復された被害がどれくらいあるのか可視化していく取組みを検討していることが報告されました。

●また、本交流会代表世話人の国府泰道弁護士より、「この交流会は、顔の見える関係づくりの場として、参加団体の実践事例を交流してきた。引き続き、参加団体の連携を強め、消費者被害防止を地域ですすめていく一助としていきたい。」とのまとめの発言がありました。

●最後に、大阪弁護士会の赤松純子消費者保護委員会委員長より閉会挨拶があり、交流会を終了しました。



11/2、大阪府消費者フェア2019が開催されました。

11月2日(土)大阪府咲洲庁舎1階フェスバにて、「大阪府消費者フェア2019」が開催されました(主催:大阪府消費生活センター、大阪府消費者フェア2019実行委員会)。当日は、秋晴れの天候にも恵まれ、3,042名の来場者がありました。



オープニングあいさつには、消費者教育推進大使の「もずやん」と「まなりくん」が登場しました。

ステージでは、出展者がリレーでコーナー紹介を行いました。NPO法人富田林自然農法根っ子の会による「太鼓」、NPO法人消費者情報ネットによる「クイズ&コントで楽しく学ぼう!」、一般財団法人サンスター財団による「子ども歯



磨き教室」お楽しみ抽選会など、多彩な催しものが行われました。

会場では、各消費者団体による、牛乳パックなどを使ったペン立てづくりなどの「手作り・あそびコーナー」で親子連れが楽しみました。また、「情報コーナー」では、大阪府、大阪市、交野市の消費生活センターの展示、大阪弁護士会のクイズ、事業者団体ACAPの「SDGの展示」、その他行政機関の取組紹介などが行われました。

KC'sも、実行委員会メンバーとして「パネル展示」に参加し、来場者にパンフレットやニュースを配布し活動の紹介を行いました。



10/16に、2019年度京都消費者問題セミナーを開催しました。

◇日時:2019年10月16日(水)10時~11時45分
◇場所:京都経済センター6階 6-B会議室
◇主催:京都府、特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク(KCCN)、特定非営利活動法人コンシューマーズ京都、特定非営利活動法人消費者支援機構関西(KC's)、京都生活協同組合、京都府生活協同組合連合会
◇後援:京都市

●2007年から開催している京都消費者問題セミナーは今年で13回目となりました。今回は「うまい話には裏がある!~広告・表示の落とし穴について考えようPART II~」を開催テーマとして、公正取引委員会近畿中国四国事務所取引課取引第二係長の井上雅人さんより、「かしこい商品選択を身につけよう、私たちが安くて良い商品を買えるワケ」と題してご講演いただきました。ご講演では、公正取引委員会の概要から、委員会で取り扱っている独占禁止法や景品表示法について、法律の目的や中身、禁止されている行為や表示、実際の違反事例も紹介した



だきながら、日常生活での注意ポイントまで、わかりやすくお話いただきました。この後の適格・特定適格消費者団体からの報告と関連した内容のご講演でした。

●報告1「消費者団体訴訟制度の概要について」では、特定非営利活動法人消費者支援機構関西(KC's)の元山鉄朗事務局長より報告しました。報告の中では、制度の概要とともに、制度がで

きた背景や、制度を担う適格消費者団体・特定適格消費者団体について説明を行いました。また、KC'sのプロフィールや活動の紹介も行いました。あわせて、当日午前中に提訴されたUSJ差止請求訴訟についての紹介も行いました。
●報告2「適格消費者団体からの活動紹介」は、特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワー



ク(KCCN)の森貞涼弁護士より報告されました。KCCNの自己紹介から、現在、提訴している「お試し価格表示差止請求事件」であるロシア製薬株式会社の健康食品の問題点について問題点や提訴にいたる経緯についてわかりやすくご報告されました。



●全体で約60名の参加があり、消費者団体訴訟制度の概要とあわせて、公正取引委員会、適格消費者団体、特定適格消費者団体の取組みについて、わかりやすくお伝えすることができたセミナーとなりました。

差止裁判・申入れ活動について

(1)「外国株式の国内店頭取引」に関する各証券会社のホームページ上の表示に関する調査及び意見交換の結果について

外国株式の国内店頭取引における価格表示においては、その購入対価の中に手数料相当分などのコストが含まれているにもかかわらず、証券会社のホームページを見ると、あたかもこれらのコス



トの負担がないかのような表示があり、不当景品類及び不当表示防止法のいわゆる有利誤認表示の規制に抵触するおそれがあること、手数料相当分などのコストについて具体的な表示がないため、他の証券会社や他の商品・他の取引方法との比較ができない、などの問題があったことから、当団体は、各証券会社に対して、この点に関してお問い合わせ・申入れ・要請の活動を行いました。

その後、全社において、一定の改善が図られましたので、ここに報告します。

＜経過＞

1.2017年8月、外国株式の国内店頭取引を扱っている各証券会社のホームページ上の表記を調べたところ、以下の2種類の問題がありました。

(1)外国株式の国内店頭取引価格に手数料相当額が含まれていることは表示されているものの、具体的に何%含まれているかが表示されていないもの(例えば、当社提示価格に必要なコストが含まれているため別途手数料はかかりません)、以下の22社(括弧内は現在の社名。以下調査当時の社名で記載。以下同じ)。

あかつき証券株式会社、飯塚中川証券株式会社(なかかわ証券アドバイザー株式会社)、株式会社SBI証券、岡三証券株式会社、おきぎん証券株式会社、静岡東海証券株式会社、株式会社証券ジャパン、株式会社しん証券さかもと、大和証券株式会社、高木証券株式会社(東海東京証券株式会社)、ちばぎん証券株式会社、奈良証券株式会社(南都まほろば証券株式会社)、西日本シティTT証券株式会社、日産証券株式会社、浜銀TT証券株式会社、光証券株式会社、フィリップ証券株式会社、ほくほくTT証券株式会社、三木証券株式会社、みずほ証券株式会社、水戸証券株式会社、リテラ・クレア証券株式会社

※後に野村証券株式会社のホームページの記載にも同様の表示が見つかりました。

(2)外国株式の国内店頭取引価格に手数料相当額が含まれていること自体がそもそも表示されていないもの(例えば、国内店頭取引では、購入対価のみのお支払い、または、売却対価のみのお受取りとなりますので、別途の手料は必要ありません)、以下の6社。